

【固定資産税】

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋又は償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が納める税金です。

◆固定資産の種類

区 分	種 類
土 地	田、畑、宅地、山林、原野、雑種地など
家 屋	居宅、店舗、工場、倉庫、事務所など
償却資産	土地、家屋以外の事業の用に供することができる設備、機械器具など

◆納税義務者

その年の1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人です。
ここでいう所有している人とは

- 土 地・・・登記簿又は土地補充課税台帳
- 家 屋・・・登記簿又は家屋補充課税台帳
- 償却資産・・・償却資産課税台帳

に所有者として登記又は登録されている人をいいます。

〔納税義務者が死亡したときは…〕

納税義務者が死亡したときは、その相続人が納税義務を受け継ぐこととなります。相続人の方には納税などに関する書類を受領する代表者を指定する届（相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書）を税務課に提出していただきます。

◆税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

◆課税標準額

原則として、固定資産課税台帳（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の総称）に登録された価格（評価額）が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用されている場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

土地、家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて基準年度（3年ごと）に評価替え（今回は、令和6(2024)年度）を行います。地目の変更、家屋の増改築などがあつた場合を除き、原則として価格は3年間据え置かれます。しかし、土地については地価の下落により、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。

また、償却資産については、取得価格をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して毎年評価を行い、原則としてこの評価額が価格となります。

◆免税点

市内に所有する土地、家屋、償却資産ごとの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は課税されません。

土地・・・・・・・・ 30万円

家屋・・・・・・・・ 20万円

償却資産・・ 150万円

◆「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧制度

平成15(2003)年度以降、市町村は土地及び家屋の価格などを記載した縦覧帳簿を作成することとなり、土地又は家屋の納税者の方は、市内のすべての土地又は家屋の価格を縦覧できるようになりました。(注1)

また、縦覧制度の改正を踏まえ、固定資産課税台帳については、納税義務者又は借地人、借家人などが年間を通じ閲覧できるようになりました。

なお、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、一定期間内(注2)にみよし市固定資産評価審査委員会へ審査の申出をすることができます。

(注1) ①縦覧期間は、毎年4月1日から第1期目の納期限の日まで(詳しくは、市の広報紙などでお知らせします。)です。

②縦覧ができる範囲は、所有する資産の種類(土地又は家屋)の縦覧帳簿に限られます。

③土地価格等縦覧帳簿・・・所在、地番、地目、地積及び価格が記載された帳簿

④家屋価格等縦覧帳簿・・・所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格が記載された帳簿

(注2) みよし市固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができる期間は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格などのすべてを登録した旨が公示された日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間です。